

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	1 1	担当課	畜産課
法令名	養鶏振興法	根拠条項	7 - 2	許認可等の内容	ふ化業者の要件適合の確認	

○養鶏振興法 (昭和35. 4. 1 法49)
最終改正 平成16. 6, 2法76

(ふ化業者の登録)

第7条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 ふ化場の施設で農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有するもので種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。

2 ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）
- 二 ふ化場の名称及びその所在地
- 三 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるもの
- 四 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験
- 五 その他農林水産省令で定める事項

○養鶏振興法施行規則 (昭和35. 4. 30 農令18)
最終改正 令和2. 12. 21農水令83

(ふ化場の施設)

第8条 法第7条第1項第1号及び第2項第3号のふ化場の施設で農林水産省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 ふ卵舎
- 2 ふ卵器
- 3 消毒用施設

第12条 法第7条第2項第5号の省令で定める事項は、ふ化場の施設の配置状況とする。

(ふ化場の確認の申請)

第13条 法第7条第2項又は法第8条第1項の規定による確認を受けようとする者は、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該申請に係るふ化場についての当該業務を執行する役員の氏名）並びに当該申請に係るふ化場についての法第7条第2項第2号から第5号までに掲げる事項を記載した書類を当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない